

# 河川環境回復を求めた住民運動の政治過程 大井川の「水返せ」運動を事例に

田 淵 直 樹

## Abstract

The 'Mizu Kaese' movement is one of the first local resident's campaign in Japan to succeed in acquiring the maintenance flow discharge in the river. But the people of the three Kawanes were not satisfied with the results at all. What is the reason of it? Firstly, the people of the three Kawanes did not fully understand the 'Kawara Sabaku' of the Ooi river. The dam of the Chuden Co.Ltd., destructed the circulation of water and soils and the eco-system of the Ooi river. Secondly, because the leaders of that campaign was not people but person of influence in the three Kawanes, they couldn't give a challenge to the Chuden Co.Ltd., and the government. The 'Mizu Kaese' movement is completely different from a citizen's movement that was in fashion since 1990's in Japan. Next step, they need to set up a council to discuss the eco-system in the Ooi river, and start a campaign of reviving the river with the people all over the country.

キーワード.....河川環境 政治過程 社会運動

- 第1章 河原砂漠と「水返せ」運動の総括
- 第2章 「水返せ」運動の経過と政治過程
- 第3章 「水返せ」運動の特徴
- 第4章 「水返せ」運動の課題

「水返せ」運動が求めた河原砂漠の解決策は、結局維持用水 3~5t/s の放流に矮小化された。本来政策というものは市民一般の利益のために、相争う二者とは中立の政治・行政が決定し実行する行為である。そのためには法や政治制度を分析すればよいのだが、21世紀を迎えた現在、複雑かつ長期に亘る河川環境問題に関してはそれだけでは不可能で、政治機構外の個人、組織も大きな機能と影響力を有している。例えば「水返せ」運動では事業者であり東海・長野地方を営業地域とする中部電力(株)という独占資本と、住民運動を先導した対策協議会などが対峙し、政治機構(国や県など)に権力と大きな影響力を行使した。もちろん顕在化してはいないが、財界やマス・メディア、地域外市民団体などの活動も忘れてはならない。その一方で世論にア

ピールすることで社会への影響力を行使している市民団体(NGO)を、過大に評価することも慎まなければならない。私は以前「大井川の河原砂漠」（『現代社会文化研究』第12号）と「『水返せ』運動」（同・第14号）について報告した。本稿では「水返せ」運動に関わった様々な行為者（個人、組織）の活動と相互作用を跡付け、政策の内容と決定に最も大きな力を発揮したのは誰か、どこかを追求したい。

## 第1章 河原砂漠と「水返せ」運動の総括

### 第1節 （総括1）河原砂漠とは如何なる環境破壊であったか

「毎秒5t、冬場は3t/s」の維持用水が流れる前の大井川では、幅100mを越える河原に一筋の水の流れもなく、一面砂利に覆い尽くされていた。カラカラに乾いた河原に風が吹くと砂塵が舞い、太陽に照りつけられた熱風が砂とともに、窓から吹き込んでくる。「水返せ」運動の成果として、89年以降上記の河川維持用水が流されて多少の改善は見られるが、河原砂漠そのものがなくなったわけではない。

その原因はどこにあるのか。第1に、全長168kmの大井川に中電線などが14のダムと20を越える堰堤を建設し、表流水を全部取水したため大井川が干上がってしまったのである。つまりダムによる水循環の遮断が大井川をカラカラにし、水のない河原にしてしまったといえよう。

第2に、ダムは水とともに上流から流下してくる土砂を遮断し、そこに堆積させる。水はダムから導水管を通して発電所へ、そして下流の田圃や工場、都市へ、最後は海まで流下して行く。しかしダムが土砂を塞ぎ止め、堆砂が背水域から上流へ、また下流へと堆積していく。それゆえ、ダム上流では土砂供給過多となり河床上昇が生じて水害が発生し、ダム下流域では土砂供給が激減して河床低下や海岸浸食が発生する。それでも土砂は人間の都合にお構いなく、毎日そして永遠に流出してくる。もちろんこれはダムだけが原因ではない。戦後の高度経済成長期、東海道新幹線や東名高速道路建設などのため、骨材業者が川砂を過剰に採取したことも原因の一つである。また戦後拡大造林政策で伐採後の植林が為されなかったり、同期の材木需要により、換金性の高い針葉樹林ばかりを植えたことも山が保水力を低下させた、つまり山が荒れたことの原因である。以上の2点も忘れてはならないが、大井川を他の河川と比較すれば、ダムによる土砂循環遮断の要素が大きいと言えよう。

第3に、ダムが水と土砂を遮断したことによって河床と植生が一変し、魚の遡上が途絶え、それを狙う鳥も飛来しなくなった。また従来にはいなかった害虫が増えて、茶の生育や林業に被害を与えた。つまり川は食物連鎖を媒介として山から海までの物質循環を担っているのだが、流水と土砂の流下、物質循環が遮断されたためそこに棲む生物の営み、つまり生態系が破壊されてしまったのである。従って89年以降少量の河川維持用水の放流が若干の改善をもたらしたけれども、不十分であることは地元住民の証言から明らかである。

以上のことから、ダムが河川の水循環機能、土砂循環機能、物質循環機能を破壊したことが  
涸れ川公害、ダム堆砂公害、河川生態系破壊を惹き起こしたと言えよう。これが河原砂漠の実  
態である。

## 第2節 (総括2) 「水返せ」運動とは何であったか

それでは「水返せ」運動はどのような評価を受けたのか。日本を代表する河川工学者で建設  
省の河川審議会委員を務めた高橋裕は、1988年4月に「…全国で次々に水利権30年の更新を  
迎える今後、大井川の河川維持用水のための放流は画期的前例となるであろう」<sup>1)</sup>と書してい  
る。この評価は、第1に、ダム公害の1つとしての涸れ川公害(減水区間、水なし川、流水涸  
渇)は川根三町の大井川だけで生じたものではなく、十日町の信濃川のように全国各地で生じ  
ているという事実である。第2に、大井川中流域という静岡県の一地域で起こった「水返せ」  
運動は、その成果として各地の河川環境改善運動のうちでも涸れ川公害の対策として日本で最  
初に河川維持用水を勝ち取った点、そして水利権更新時に適用する「指針」を政府に策定させ  
た点に意義がある。第3に、「水返せ」運動は新聞やTV放送によって全国に報道された。そ  
れを見て木曽川の家才子や二川の前久保は、自分たちの運動を推進・強化する動機とした。さ  
らに大野市役所は木曽川に視察団を派遣して、真名川の水量増加の手本としている。従って大  
井川の「水返せ」運動は全国にある程度の波及力を持ち、その効果を及ぼしたと言える。そう  
いう意味でも「画期的な前例」となったのである。

それに対して市民運動側の研究者嶋津暉之は、「…かつて40m<sup>3</sup>/s以上は流れていたという  
大井川に3~5m<sup>3</sup>/sの流れが戻ったからといって、流水涸渇の様々な問題が解決されるわけでは  
ない。無いよりはましだが、川幅400mの川原におよそ水深50cm、幅10mの流れがつけられる  
に過ぎない。…この堆砂がダム上流部の河床を上昇させ、氾濫常習地帯をつくりだしている」<sup>2)</sup>  
と批判している。これは、3~5t/sの維持用水は地元の大変な努力による産物でありそのこと  
には敬意を払うが、その程度の流量では到底涸れ川公害を解決することにはならず、その上堆砂  
による水害の危険性は一向に改善していない、との批判である。この嶋津の意見は、「良かつ  
た、けれども無いよりもまし程度」という住民の正直な感想に符合し、正当な判断であること  
が分かる。

「水返せ」運動は川根三町住民の生活と産業の安定を目的とする環境権と、中電(株)の利潤追  
求を目的とする水利権を巡る争いである。そして水利権更新期を捉えて環境を守るべく地元住  
民や諸団体が運動し、またそれに対して中電(株)や県、国、諸団体が水利権の防衛のために逆の  
活動を展開した。そしてダム取水による流水涸渇と堆砂が井戸涸れと浸水害、その他諸々の河  
川環境破壊を惹き起こしたにも拘わらず、その解決策が維持用水の放流(水量回復)に矮小化  
され、さらに3~5t/sの流量に決着したのである。その過程を分析することは、「水返せ」運動  
に有効な権限そして影響力を行使した政治家や、行政の働きを考えることではないだろうか。

またそれは、運動では脚光を浴びたけれども、政治過程に権限や影響力を及ぼさなかった、また脚光を浴びなかったけれども大きな働きをした人・組織も明らかにされるに違いない。次節ではその分析を通じて、大井川の河川環境を巡る政治と住民運動の実態を追求したい。

## 第2章 「水返せ」運動の経過と政治過程

さて「水返せ」運動は約2年間報道されるような激しい運動が為されたが、その運動全体の展開を対策協議会の他地元側の動きと政治・行政の反応から見ると、5期に分けられると思う。まず日時は特定できないが運動が芽生え始めた80年代初めから、被害が顕著となり中流域検討会が設立された85年11月29日までを「胎動期」、次に三町で相次いで対策協議会を結成して東京まで陳情団を派遣したり、検討会が審議と調査を行って総合報告書を提出した（塩郷ダムから通年3t/s）87年12月19日までを「展開期」と位置づける。また総合報告書に立腹した地元では、デモや人文字など激しい住民運動と協議会の熱心な陳情を展開し、大井川発電所・大間発電所水利権更新期に常時放水（塩郷ダム3t/s）と上乘せ放流（塩郷ダム+2t/s、5月~9月）を勝ち取った88年4月14日までを「最盛期」、運動は一時休止したが6月に堆砂に関する協議会が設立され7月14日には「指針」が出されるなど進展があった88年12月までを「平穩期」と位置づける。しかし89年3月に久野脇発電所、川口発電所が水利権更新を迎えるので、88年12月から川根三町が運動を再開し、1月県知事と県庁三課（資源エネルギー、河川、農地企画）の間で矛盾が生じたが、激しい陳情が再発し、3月31日の更新の後、4月24日県と中電（株）の間で「4項目」覚書が締結され、上乘せ放流が3月20日~12月5日まで拡大された。ここで住民運動が終結したので、「終息期」と位置づけたい。この後は、91年9月19日に襲来した台風18号による本川根町と中川根町で浸水害が発生し、11月16日に「森瀧健一郎講演会」が行われたくらいで目立った動きはなく、98年4月の大井川環境保全推進協議会の結成を待たねばならない。

### 第1節 知事の奮闘

「桜花 5トンの水に 照りはえて 大いなる川 よみがえりたり」

この短歌は中川根町の塩郷ダムを臨む清流公園の歌碑に刻まれた斉藤滋与史知事のものである。この碑は「水返せ」運動に於ける知事の奮闘に地元が感謝して建立したもので、当時さらに銅像を建てる案まで出されたという。塩郷ダムからの維持用水上乘せ分を中電（株）に掛け合せて流させたのは知事だったので、地元はそれくらい知事に感謝し味方と考えていたのである。しかしそれ程評価してよいものであろうか。知事の働きを追うことによって、県庁の真意を測ることにしたい。

知事を頂点とする県庁の各部局は地元の環境権を重視していたのであろうか。知事の施策を

検討する。検討会が発足した後、知事は1986年10月20日、中電(株)に「流況改善の要望」を出している。87年8月3日訪ねてきた地元陳情団に対し、知事は「水なき川は川に非ず」と理念を呈示し、「精一杯努力する」と約束している。けれども同年12月19日、検討会は結論を出してダムと堆砂の因果関係を否定し、上部ダム(大井川ダム+寸又川ダム)から2.2t/s、塩郷ダムから3t/sの放水量を答申している。地元はこれに反発し、「水返せ」運動は激化期に突入した。88年に入り、3月末に大井川発電所(大井川ダム、寸又川ダム、横沢川第二ダム)と大間発電所(大間ダム)が水利権更新を迎えるに当たり、2月4日中部地建が水利使用規則に載せる同ダムからの河川維持用水放流量を呈示してきた。上部ダムからの2.2t/sと塩郷ダムからの3t/sは、検討会の答申通りである。県河川課は2月17日内諾を地建に伝えたが、地元は猛反発し陳情やデモなど激烈な反対運動を展開した。そこで知事は2月29日、県と中電(株)が独自に協議して放水量の上乗せに努力するという条件で三町長から同意を得たので、中電(株)の水利権は更新されたのである<sup>3)</sup>。4月14日、県と中電(株)は覚書を締結し、4月~9月の間上部ダムから+0.8t/s(計2t/s)の上乗せ放水、塩郷ダムから+2t/s(計5t/s)の上乗せ放水が締結された。ここで「水返せ」運動の激化は一時収束するが、知事は4月14日に中川根の塩郷ダムを訪問し、上記の短歌を披露している。このとき前夜までの豪雨で116t/s以上が放水されており、涸れ川の実態を見るため8月25日、知事は再度塩郷ダムを訪問した。

その間の88年7月14日、82年から河川局と資源エネルギー庁、電気事業連合会間で策定されていた「指針」が通達され、集水面積100km<sup>2</sup>当たり0.1~0.3t/sの維持用水が基準とされた。これを塩郷ダムの集水面積958km<sup>2</sup>に当てはめてみると0.96~2.87t/sとなり、県庁河川課の瀬戸尾が評価する「画期的な数値」とは、これを根拠にしていると思われる。

久野脇・川口発電所の水利権更新を控えた88年12月、川根三町の陳情に対し知事は積極姿勢を示した。年が明けた89年1月年頭、斉藤知事は土木部長と河川課長に対し、俗に言う「大井川専念命令」<sup>4)</sup>を出し、塩郷ダムからの放水量通年5t/sに積極的な姿勢を示した。けれども県庁三課は88年12月末に、「通年5t/s放流は無理」との内部文書を纏めており、これが89年1月中旬に発覚した。つまり県庁の担当部局は、県知事の動きにブレーキを掛けようとしていたのである<sup>5)</sup>。このように通年は無理という結論から、県庁三課はそして県庁全体は地元の環境権ではなく、中電(株)の水利権を重視していたことが分かる。この後知事の奮闘で4月24日に県と中電(株)間で締結された、俗に言う「4項目覚書」では、放水量は同じだが上乗せ期間が3月20日~12月5日と2.5カ月延長(拡大)され、電力水利権の期間を30年間から10年間に短縮する要望書を県知事が建設大臣に提出する、今後県と中電(株)のどちらかからの申し出で、大井川の流況改善の協議を開催する<sup>6)</sup>、等が決められた。これらは知事主導の政治決着で、01年高知県で実現し、は大分県で10年後という期限が定められている。

戦後の大井川水資源開発、つまり中電(株)主導の水電開発は、1952年に出された静岡県総合開発計画を元に行っている。さらに当時の知事は斉藤寿夫で、中電(株)創立10周年記念で出された『大

井川 『その歴史と開発』の巻頭に祝辞を寄せている。斉藤滋与史は斉藤寿夫の次男である。よって公的には県政の連続性、私的には父親の業績を根本から否定することはないであろう。このように斉藤知事は県政と父親の業績を否定せず、また地元の要望を最大限受け入れるという、相反する二つの要求を満たす道を追求した、と考えられる。

## 第2節 検討会の審議

検討会は川根三町で運動の気運が高まり、最も被害の酷かった中川根で対策協議会会長の大片が密かに行政訴訟を考えていたとき、県（国）からの提案を三町役場が受け入れ、85年11月29日に設立された。審議は2年間に6回しか行われず、コンサルタント調査も十分には行われなかった。運動が盛り上がった87年8月、三町を挙げて大井川問題陳情団が知事を訪ね大井川の清流復活を要望した。けれどもその4カ月後の12月19日、検討会は中川根町地先の河床上昇と塩郷ダム堆砂の因果関係を否定し、塩郷ダムからの放水量を3t/sとすることを結論として発表した<sup>7)</sup>。これに激昂した地元は「水返せ」運動を本格的に激化させていったが、検討会について次のことが言えると思う。

検討会の構成は地元委員が全体の4分の1しかおらず、その結論は「予定通り」で、地元意見は少数意見として片づけられている。欧米先進国はいざ知らず、日本での環境アセスメントは事業者（ここでは水利権者の中電㈱）が作成し、行政官庁（ここでは河川管理者としての静岡県土木部河川課）が追認する<sup>8)</sup>のが通例で、相争う両者から独立した第三者が公平に審査したことはない。また検討会で調査を担当したのは、中電㈱の子会社に当たるコンサルタント（財）国土開発技術センターであるから、初めから結果は見えていたのである。地元は上記センターに対抗しうる調査・研究能力を有していないにも拘わらず、この構成の検討会を受け入れたことは、敗北を初めから受け入れる予定であったと見られても仕方がない。その点で、国土研に調査を依頼した中川根町の対策協議会は卓越した見識を持っていたと言えるし、本川根町と川根町のそれも共同歩調をとるべきであった。結局地元の要望を公式の場で否定し、中電㈱の見解を公式の場で正当化するために、県当局とその背後にある公共事業複合体は検討会を設立した、と考えるべきである。

国、政府建設省は当時長島ダム建設を計画しており、同じダムが原因となった河原砂漠を根本的に解決したり、ダムと河川環境の関係を科学的に調査することは、俎上にも上らなかったに違いない。なぜなら当時の河川法の目的には治水と利水しかなく、河川環境の保全を否定しても河川法上問題はなかったからである。尤も現在でも国交省は、河川環境の保全に積極的に取り組んでいるとは思えない。けれども戦後発電ダムブームから30年以上が過ぎ、発電ダムで破壊された河川環境の回復に着手しているポーズを取るべく、建設省は放流量の策定に82年から着手していた。これに関与したのは建設省河川局と通産省資源エネルギー庁、そして電気事業連合会の三者であり、市民団体や住民はもちろん、地方自治体も知らなかった。そして「水

返せ」運動が一時休止し、翌年に川口発電所塩郷ダムの水利権更新を控えた1988年7月14日、「指針」が河川局から通達として出された。それゆえ電力会社と基本自治体（県庁）には知らされても、住民や市民団体、そして基礎自治体（市町村）さえ蚊帳の外に置かれたのである。被害者である住民は涸れ川を回復する基準も知らないうえに、基準の正否を判断する手段さえ持たなかった。県庁河川課の瀬戸尾係長が、塩郷ダムからの放流量3~5t/sは全国的に見ても「指針」<sup>9)</sup>を越えた画期的なものと自画自賛しても、些かの説得力も持たない。

### 第3節 県議会の立場

県議会では地元の河畑議員（自民）だけでなく、島田の有海議員（自民）、藤枝の八木議員（社会）などが大井川の蘇生について質問し<sup>10)</sup>、1986年12月12日「河川流況および河川環境改善を求める意見書」<sup>11)</sup>を採択しているので、県議会全体が地元の環境権を重視していたと考えることも可能かもしれない。けれども地元陳情団が名古屋や東京へ行ったとき、同行したのは河畑議員（東京へは大石千八衆議院議員が同行）しかおらず、とても県議会全体が熱心とは言えない。さらに大片によると、「水返せ」運動の最中、ある県議（常葉学園の理事長）に「振り上げた斧はそう簡単に下ろせないだろう」と揶揄されたそうである。大井川という県内の一河川の、それも人口が2万にも満たない中流域の三町と、東海5県を営業範囲とする大企業中部電力(株)を比べたとき、選挙区が異なる他の全ての県議はどちらを重視するだろうか。結局県議会は意見書を採択しても、河川環境も大事だが中電(株)の水利権を否定することはできない、という程度の認識であったと思われる。

### 第4節 維持用水に矮小化された理由

河原砂漠を改善し大井川の蘇生を求めた「水返せ」運動が、結局河川維持用水の獲得に矮小化した理由は、何であろうか。私は以下のように考える。

最も被害が大きかった中川根町の対策協議会会長の大片は、「川根町を入れずに、本川根町と中川根町だけでやった方が良かった」と回想する。「水返せ」運動は三町で合同して推進した。各町で別個に推進するよりも、合同した方が大きな力となり有利なはずである。しかし各町が求める成果は、本川根町が「河川景観の回復」、中川根町が「浸水害の恒久対策」、川根町が「水道水源の確保」である。つまり河原砂漠の改善では共通していても、具体的対策となるとそれぞれ別である。それは塩郷ダムの位置が原因となり、各町の被害と対策を異なるものとしたからである。

「水返せ」運動の結果、維持用水の放流で塩郷ダム下流の地下水が涵養され、家山（川根町）の井戸涸渇は解消された。また川根町笹間下桑ノ山の河床上昇による浸水害（その二次的結果としての離村）は笹間川ダムの堆砂が原因であることを中電(株)が認め、中電(株)の費用で堆砂の除去等の対策を行った。それにも拘わらず、高郷（中川根町）の河床上昇と浸水害について、

中電㈱は塩郷ダムとの因果関係と自己の責任を否定して（検討会は因果関係なしと答申）補償せず、県島田土木事務所が当地区の堆砂の掘削と搬出に当たっている。簡単にいえば、川根町の河原砂漠はダムの人為的災害であるから中電㈱が弁償する、しかし中川根町のそれは自然災害であるから中電㈱は無責任である、ということになる。

どうしてこのように不公平な結果になったのか。私は次のように推測している。川根三町で最大の政治家である河畑房次は川根町家山に住所があり、当時家山では井戸の涸渇が問題であった。決して河床上昇もそれが原因の浸水害も起こっていない。そして彼は、上流二町の浸水害について中電㈱の塩郷ダムの堆砂による浸水害を認めながらも、「高郷（中川根町）や千頭（本川根町）は、元々遊水池の機能を持つ川沿いの水田地帯を開発し、街をつくったものである。従って地元にも責任の半分があるのでは」と述べる。私はこの発言を彼から2回聞いている。確かに理論としては間違いではないが、ともに運動を遂行した二町としては、わだかまりが残るのではないだろうか。

このように見ると三町で協力して運動することは、各町がそれぞれで運動するよりは大きな力を得るといふ長所にもなるが、運動の目的が拡散するという短所にもなる。従って中電㈱と県庁は、その中で最も大きな政治的影響力を持つ県議の地盤に補償の力を注ぐことによって<sup>12)</sup>三町に楔を打ち込み、川根三町全体の運動の弱体化を図った、と考えることができるのではないか。

## 第5節 3~5t/sの流量に決着した理由

指針を超えた「毎秒5t、冬場は3t/s」については知事の奮闘を多としたいが、一概に称賛できない点もある。まず上部ダムからの2.2t/sと塩郷ダムからの3t/sという集水面積を基にした水量は水利使用規則（河川法）に規定され、唯一国が決めたもので他県にも応用可能である。しかしこれは何と検討会が出した数値と同じものである。そして88年4月11日に決められた、4月~9月まで上部ダムから+0.8t/s、塩郷ダムからの+2t/sを流す上乘せ放水量は県と中電㈱の覚書で締結されたもの、すなわち県知事の奮闘の成果である<sup>13)</sup>。さらに89年4月24日に決められた、上乘せ放水期間を2.5カ月拡大することその他も、県と中電㈱間の覚書、知事の奮闘の結果である。しかし別の見方をすれば、上乘せ放水その他の成果は大井川に限定され静岡県と中電㈱で決定された対策にしか過ぎず、国の結論は検討会（指針）の枠内に留められているのである。知事の奮闘は指針、つまり国の政策を変更したり、些かも逸脱するものではない。確かに両者とも大井川をさらに破壊する長島ダム建設を推進していたし、斉藤滋与史は建設大臣経験者である。また当時塩郷ダムの撤去まで提案した河畑は、県議を引退した後の2000年12月、私が「水返せ」運動の取材で訪ねたとき、2001年7月の参議院選挙比例区候補に建設官僚のいわい茂臣を推薦していた。自民党現職の知事と県議は、公共事業複合体の一員でありその拡大に貢献することが再選を保証する条件であるためか、その仕組みに真正面から対決する

ことはしない。つまり斉藤知事と河畑県議は検討会（指針）の背後にある公共事業複合体の枠内で奮闘した、と言えよう。公共事業複合体は保守（守旧派）政治家の存在（出身）基盤だからである。それゆえ本当に大井川の河川環境の根本的な改善を求めるなら、ダム建設で得た補助金で地域経済の活性化を図るという箱物行政、土建国家の理念から住民自身が脱却し、公共事業複合体から離脱する町政を模索しなければならないのである。

それではその枠内であっても、これだけの奮闘を惹き起こしたものは何か。それは全国に類似の例がない河原砂漠の酷さと、川根三町のほぼ全住民が参加した「水返せ」運動の意志の強固さではないだろうか<sup>14)</sup>。住民からパワーを貰った対策協議会の諦めない、激しい運動が勝因といえる。そしてその「水返せ」運動を活発化させた内的要素の他に、外的要素ともいべき外からの支援（市民運動）があると思われる。

### 第3章 「水返せ」運動の特徴

当時 NHK 静岡放送局のアナウンサーで、河原砂漠と「水返せ」運動取材した加藤行輝による「内発型住民運動」との評価は、「水返せ」運動が外の個人や組織に煽動されたのではなく、被害者である川根三町の住民が生活侵害の解決を求めて自ら起こした運動であることを示している。そしてこの運動の正統性と激しさが、県議や知事の奮闘を引き出す原因となった、と言えよう。また当時静岡市にいて運動に関わらなかったが、現在川根町に住んでいる北島享が「水返せ」運動を形容する「現代の百姓一揆」という言葉からは、茶が主要産業である川根の住民が自ら起こしたという意味で、運動の正統性を示している。さらに、社会運動や政治には本来縁遠い農民が立ち上がらざるを得なかった問題の重大性を示すとともに、農民という職業上お上（県庁や政府、そして地元の政治家）にお願い（陳情）する手段しか持ち合わせていなかった悔しさ、を表している。それゆえ、大井川の河川環境に対する調査・研究などで理論武装する手段や意図を持たなかったために、検討会では防戦一方に追い込まれ、ほぼ中電株の意図した線で決着したのである。つまり「水返せ」運動は敗北に近い結果となった、と言えるのではないか。

#### 第1節 「水返せ」運動発生理由

現代日本の政治では議会・役場が整備され、政治・行政が機能しているはずである。それでも住民運動が発生する理由は何だろうか。それは環境破壊の酷さとともに、被害者や住民、市民から見れば政治・行政が被害を改善しない、つまり十分に機能していないからである<sup>15)</sup>。それでは住民運動や市民運動が起こる条件には何があるのだろうか。

まず現実に地元住民が河川による損害を被り忍耐の限度を超えていること、つまり現状に不満を持つことが必要である。しかし不満があったとしても補助金などの見返りに満足している

場合には、不満が社会的に表出しない。つまり環境破壊の自然科学的発生と、社会的発生とは異なると言えよう。次に被害者である住民の中に、この環境破壊を健全な元の状態、または耐えうる状態にまで改善・回復したいという、変革指向性の存在することが必要である。そして一人または少数の人々が行動を起こすだけでは解決が不可能あるいは不十分であるため、同じ考えを持つ個人が集まって団体・組織を結成し自らの要求の実現を働きかけること、つまり集合行為の成立が必要である。更に既存の政治・行政過程に働き掛けることだけでは解決不可能または効果不足との認識の上で、様々な団体・機関に訴える圧力行為の行使が必要である。

ここで「水返せ」運動の性格を上記の4類型に当てはめてみると、現状への不満は、大井川の河川景観の破壊と堆砂による浸水害、井戸の涸渇というダム公害に起因する河川環境破壊であり、市民生活の防衛である。そして町議会と町役場そして県会と県庁、さらに国会と政府への陳情等でも効果が無く、検討会でも地元の意見が反映されなかった。つまり既存の政治ルートでは民意が、そして町当局の意見が県政・国政に反映されないことへの不満と、その打開要求が存在することである。次に変革指向性は、上述のダム公害改善策として、まず維持用水放流による河川景観破壊の改善と井戸水位の回復であり、更に堆砂の除去による浸水害の改善である。そして集合行為は、各町で自治会と議員が対策協議会を結成して運動を先導し、三町全体で上部組織を結成したことである。更に圧力行為としては、各町対策協議会が各町議会・役場、地元選出県議へ圧力を掛け、県議と三町長が県庁、県知事その他機関および加害企業の中電㈱へ陳情などの方法で圧力を掛け、改善を働きかけたことである。

## 第2節 「水返せ」運動の特徴

ここで「水返せ」運動の特徴を以下の8点から分析したい。それは運動体の構成員、指導者の職業・階層、構成員の紐帯、地域集団との関与、運動着手への動機、活動の特性、圧力行動の対象、政治への関与である<sup>16)</sup>。

住民・市民運動といえ、それを組織し先導する「～会」などという名称を持ち、行政機構や会社とは別個の組織が不可欠である。「水返せ」運動を指導したのは各町当局が衣替えした対策協議会であり、構成員は、三町の利害当事者であるほぼ全町民である。それは地縁・血縁の濃い地域共同体の枠内で運動が発生したため、構成員の紐帯は、住所、親戚関係、職業の近接性であることを示している。その指導層は、町議および自治会長、またはその連合会会長としての区長であり、地域（町）の有力者達である。それはまた対策協議会という運動体が自治会という地域集団や行政（町役場）と表裏一体であったことを示している。ではなぜ、わざわざ別組織の対策協議会を造る必要があったのか。それは町役場（自治体）が県庁の下部機関であり、かつ権限的・財政的に依存しているからである。つまり町役場や町議会がその名前で動けない、県庁や建設省、中電㈱に対抗できないと言う苦肉の策から出たもので、地縁・

血縁の濃い地域社会で既存政治組織（地方自治体）とは別の建前を持つ機能を有している。しかし他方で、この運動が地域住民の承認と賛同、協力を得ていた、つまり地域社会から運動の正統性を得ていたことを表している。また 運動着手への動機は、第 1 節で述べたように、既存の政治・行政ルート（検討会）では民意（地元の意向）が反映されないからである。

次に対策協議会の活動は、自治会に依頼して三町で計 6,000 枚の葉書を町民が書いて役所等に投函し、3 種類のポスターを 2,000 枚ずつ製作して各戸の窓や店の店頭に貼ってもらうことであった。これは町民に対し運動への気運を高めて貰うことを目的としている。そして町内では、鉢巻きやプラカードで武装してのデモや、専門家を招聘して講演会を開催し、塩郷ダム下流の河原で人文字を描くデモンストレーションなども行った。また町外では、藤枝市や静岡市にある国や県の機関や中電(株)支店への陳情、名古屋にある中部地建や中電(株)本社への陳情を行ったが、時には東京の担当省庁への陳情も行っている。つまり 活動の特性は、示威行動と政治機関への陳情である。 圧力行動の対象は、加害者の中電(株)と県や国の行政および立法機関である。そのとき代議士や県議、町議、町長だけでなく対策協議会や町民まで参加し、経費は町役場が負担している。これらの費用は、各役場が以前から運動資金として 2,000 万円ずつ準備していた一部である。それゆえ 政治への関与は、運動体（＝町議）から町役場に上げたときに始まり、さらに県庁・国（＝政府）へと上げられ、その媒介として与党の政治家（県議および代議士）が主導権を握っていたのである<sup>17)</sup>。そして町の有力者層である町議が町民を指導するという上からの運動となり、草の根の運動とはなり得なかった。

その他協議会で大井川や他の河川への視察を実施したり、全国的な会合「水郷水都全国会議中村大会」へも参加し、地元の惨状を訴えている。この時期行政訴訟を考えた人もいたが、それが公言されることはなかった。以上のように「水返せ」運動は市民運動の要素を持っているものの、以下のような住民運動であった。 地元住民の意図から発した内発型住民運動、町政、県政、国政という保守政治家の指導の下、地域活性化の補助金行政とセットとなった公共事業複合体内順応型住民運動、町政を補完する町有力者の政治活動、と要約することができよう。

### 第 3 節 住民運動と市民運動の功罪

「水返せ」運動では主流とならなかったが、外部市民団体からの支援的関与もあった。地元を支援する市民団体の活動は以下の通りである。

#### 1 「水返せ」運動への市民運動の関与

各町の対策協議会は、町議会議員や自治会長など町幹部層が衣替えをした団体である。なぜなら町役場や町議会という正式な名称では県庁などの手前動けないので、敢えて形式だけ住民運動体にしたという。だからこれらは本来、上（県や国）に目を向けても、自然保護団体など

市民団体の存在を認め共闘することなどは、念頭に置いていない。しかし中川根の対策協議会（久野脇発電所川口発電所水利権更新期対策協議会、会長は大片富士夫中川根町議会議長）だけは、京都に本部がある代々木系の民科（民主主義科学者会議）に属する国土問題研究会（以下、国土研）に、中川根町部分の大井川に対する環境調査を委託した。これを受けて国土研は86年12月に中間報告を、87年6月に最終報告書を提出している。大片によるとこの行為が県庁に「いやがられた」ため、他二町の対策協議会は国土研と全く接触していない。ただ国土研の報告書は中川根町に限られるとはいえ、中流域検討会の報告書に対抗できる唯一のものであり、大きな価値を未だ失っていない。

次に川根三町を活動範囲にした官製の町おこし団体モアラブは、静岡県内の高校地理教師でつくる静岡地理教育研究会（地理研）と協力・提携して88年7月「水の学習会」の開催、同年12月「アンケート調査」、89年2月「大井川についてのアンケート」の発行、同年8月『よみがえれ 大井川』の出版と、業績を積み重ねていった。そして地理研は現在、モアラブや大井川環境保全推進協議会とも交流を重ねている。地理研の活動は国土研とは違った角度で地元有志に刺戟を与え、住民を啓蒙したという点で重要である。また全国の市民団体等が大井川を研究するとき、森薫樹の『新大井川紀行』（三一書房）と並んで地理研の『よみがえれ大井川』（古今書院）が必読書となっている。尚、地理研の望月貞夫は国土研のメンバーでもある。

さらに「大井川ルネッサンスの会」（故・松下麟一、長塚誠）は、「河川湖沼と海を守る全国会議」と提携し、86年10月同会議の大井川フィールド・ワークと全国大会を受け入れ、全国大会を本川根町梅地（長島ダム水没後の接岨峡温泉）で開催した。このとき元和光大学の地質学者生越忠や東京都環境科学研究所の嶋津暉之も参加している。この後の88年3月27日、ルネッサンスの会主催で全国会議会長辻田啓志の講演会を中川根で開催した。ちょうど「水返せ」運動激化期に当たり開催に協議会から圧力が掛けられたが、長塚はこれを拒絶し実行した。辻田はこの調査を元に様々な報告を『山河崩壊』に書き、嶋津はこのときの調査を元に、『水問題原論』の一部を執筆している。

この連携の結果をどう考えるべきか。確かに検討会に反映されず運動の成果とはならなかったもので、効果なしと結論づけることもできよう。けれども各市民団体とも調査・研究の成果を後世に残し、後に続く研究の徒に大きな資源となっている。またそれぞれの地元受け入れ団体（個人）の殆どは現在も健在で、紆余曲折を経ながらも「水返せ」運動再興の主要メンバーとなっている。華美な活動ではないが、着実に息の長い、全国に開かれた活動をしている。そして地域にしっかりと根を下ろしているが、以前のように役場・議会に依存した運動ではなく、自律性を有している。

## 2 住民運動と市民運動

ところでこのような社会運動を住民運動と市民運動に区別することが一般的である。両者を

同じものと見なす考え方もあるが、現在では別個のもののみならず見解が一般的である<sup>16)</sup>。それでは、まず住民と住民運動は何であろうか。住民とはそこに住所があり、そこで生活を営んでいる人である。そして住民運動とは有力者や「お上」をお願いする、陳情することによって要求を実現していく人・組織、と定義したい<sup>18)</sup>。そのお返しに、選挙時に運動を手伝うなど、自分より権威、権力を持つ人に全てを依存する傾向がある。一方、市民とは自分の判断と責任で、自分のポケットマネーで行動し、権利の主張とともに義務も負う行為者のことである<sup>18)</sup>。さらに市民運動とは何か。政治学者の篠原一によると、

地縁、血縁、職業から離れた共通の目的を志向する。換言すれば自分（達）だけの利益ではなく、社会一般（人類全体）、将来の世代の利益追求を目的とする運動である。

余暇に活動し、手弁当である。つまり政治的、経済的に自立している。

自己決断、自己責任を全うする。

情報開示、処理能力を持つ。換言すれば、独自の調査・研究能力と他者への情報発信能力を持つ<sup>19)</sup>、ということであろう。

このように分けるならば、「住民運動」は「なる」という日本の伝統的政治風土に根付き、権威・権力をお願いする、長い物に巻かれるという行動規範・様式である。そしてこのやり方で工場や高速道路、新幹線、ダム、発電所などを誘致し、地域の「活性化」に成功してきた。これに対して市民運動は日本の伝統的政治風土にはなく、権威・権力の抵抗を排除して目的を遂行するものである。つまり「する」という行動規範・様式である市民運動では、問題の分析や解決策の提案まで自分たちで行う能力を身につけなければならないのである。

さらに市民運動の性格を、前章第2節で使った8項目で広く比較し、深く分析したい。「水返せ」運動に関わった国民会議、国土研、地理研などは川根三町に住所はもちろん職場もない。まず運動体の構成員は、加入を希望する個人および団体であり、年齢や性別、住所、職業などは関係ない。良心的構成員としての市民および団体であるといえる。その指導層は、研究者や弁護士、ジャーナリスト、公務員といった専門知識を持つ知識人ともいえる人々である。

構成員の紐帯は理念の共有である。つまり地縁、血縁、職業とは全く無関係な共通の目的を志向する理念の運動である。そして地域集団との関与は必ずしも重要ではなく、メンバーの住所は全国にわたっているため同種のNGOと提携して効果を上げようとする。けれども競合し、時には対立することもある。動機は河川環境の改善という、普遍的な価値の防衛・実現である。活動の特性は価値志向性であるから具体的な成果を上げる必要はなく、自分の住む河川の訴訟などに関わる傾向は低い。その代わりにミニコミ誌の発行や、ダム問題に揺れる各地域への視察などを行い、現地住民・市民団体を支援している。つまり全国各地の住民・市民団体との交流と情報交換が、主要な機能である。圧力を掛ける対象は国交省などの中央省庁で、新聞やTV局などのマス・メディアに支援を求めることが多い。政治への関与は必ずしも必要なく、どちらかというと野党の有名政治家との提携が多い。つまり同じ考え方や共通の

目的を持った人々が任意に集まり、それぞれが持つ専門知識を出し補い合いながら運動を遂行する。具体的には運動の地域的拡大、イベントの実施、記録集・書物の出版などを行っている。また市民運動の場合、構成員の住所（生活拠点）と問題地（ダム建設などの具体的地域）に近接性が薄く、構成員の職業（収入）とも関係のない場合が多く、運動（理念、普遍的な価値）の実現に向けて活動することは容易である。

以上のことから住民運動と市民運動の性格を比較する。住民運動は自分達の生活拠点が環境破壊を被っており、その除去、回復という具体的成果を追求すべく運動を遂行している。つまり当事者が主体であるという意味で、運動が正統性を持つ。しかし環境保護運動は、生活拠点の産業や自分の職業にマイナスとなることがよくある。例えば川根三町の住民に中電株の社員がいたり、地元自治体が固定資産税や電源開発交付金を受けているため、運動に圧力が掛けられることもあり、ときには運動に参加していることにさえ社会的制裁が加えられることもある。

それに対して、市民運動は理念の拡大を追求するものであるからそのような足枷はなく、全国各地（全世界）にその理念と活動を輸出することも可能である。そしてその活動、つまり講演会の開催やテレビ出演、記事の執筆、書物の出版などの行為は、構成員の収入に繋がり市民運動にプラスとなる可能性もある。一方、市民運動の理念が、住民運動の理論武装に役立つこともあるが、具体的な成果に結びつかない場合も多い。また市民運動は現地に生活・生産拠点がいない場合が多いから圧力を受けることもなく、対策だけでなく、理念まで堂々と主張できることが多い。これを現地の住民から見れば、当地に住んでいない余所者は圧力を受けたり、地域社会の制約がないから、理想的（実行不可能）で勝手なことが言える、という批判になる。そして現地の地域社会から支持が得られないという、正統性を持たない運動になることも多い。つまり地元から見れば、余所者がやってきてお節介な運動をしたり、町づくりに勝手に反対行動を行う、という批判になる。ここに市民運動と住民運動（地域集団、地方自治体など）の矛盾、対立が露呈する。

しかしこれは両者の相互補完という契機に転化しうることを示している。市民運動側による過度の理念遂行は、住民運動構成員の職業や、地元自治体の財政への悪影響を惹き起こす危険性をもっている。住民運動では幾ら正しい主張であっても、村（集落）全体で決めた事業に反対すれば村八分にあったり、収入減になる虞は幾らでも存在する。なぜなら市民運動がよく成立する都会では住所と職業が分化しているので、運動の参加者の職場に圧力を掛けようとしても効果がない。けれども地方では住所と職業が近接し農村では共同作業が不可欠なため、水利組合や農協の事業に反する行動をとると、村で自分の仕事ができなくなる虞が出てくる<sup>20)</sup>。それなら住民運動が主体となって強力な運動を展開し、その不足な面に市民運動が専門知識を生かして支援活動に徹する、という方法が最善策だといえよう。

それではどのような支援が可能なのか。「水返せ」運動の最大の欠点は、調査・研究能力の欠如であり、検討会では防戦一方であった。現在の NGO・市民団体には専門家が加入して、専

門知識を持つものも多い。そこで現在の「水返せ」運動を遂行している団体の受け入れ可能な範囲で、一方 NGO 側からいえば協力可能な範囲で調査・研究活動を行い、複合体に理論闘争を挑み勝利できる条件を作り出すことである。

## 第4章 「水返せ」運動の課題

### 第1節 「水返せ」運動の課題

「水返せ」運動を受けて河原砂漠の解決の場として設立された検討会は、上述のように加害者の中電㈱が主導権を握り、殆ど河原砂漠を解決することなく終結した。しかし「水返せ」運動には、次の意義があったと思われる。「水返せ」運動は地域の殆どの住民の参加を得て遂行された。これが運動に正統性を与え、川根三町だけで展開された強力な運動が中央政府に「指針」を策定させ、不十分ながらも全国的な成果の獲得に繋がったのである。

それでは「水返せ」運動の課題は何だろうか。第1に、「水返せ」運動には調査・研究能力、広報能力が乏しかったことである。つまり検討会の委託した報告書に対抗しうるものを運動体が別の機関に調査・報告書の作成を委託する必要があった。けれども中川根町が国土研に委託したのみで、他二町はそれを検討することさえ怠った。またその調査報告や運動の進展状況、検討会の途中経過などを簡略に纏めて、地域住民や他地域の人々に報告することなどが為されていない。これが十分に為されていれば、一住民が積極的に運動に参加し、また外部の市民団体が支援することも容易であったろう。

第2に、「水返せ」運動は大井川中流域、つまり川根三町で起こった河川環境破壊の改善を謳い、川根三町の住民が参加した。けれどもダム公害は河川源流域から河口部、海岸域までの全流域で発生するものである。それにも拘わらず、静岡市井川という源流域の涸れ川公害や浮遊粉塵の公害、島田市や金谷町など下流域の河床低下、そして吉田町や大井川町など海岸部に於ける河口閉塞、海岸浸食などは運動の俎上に挙げられることはなかった。さらに地理研のメンバーを除けば、静岡市井川や下流域の志太・榛原地方に住む人々は参加していないし、運動自体を知らなかった虞もある。しかしダムによる河川環境破壊は、ダムの所在地に関わらず、源流域の山間部から川が流入する海岸域まで、広く発生する。従って流域全体で生じる河川環境破壊改善を目的とし、流域全体の人々の参加を得てともに考え行動しなければ、解決することは不可能であろう。よって現在活動中の大井川環境保全推進協議会や大井川の清流を守る研究協議会は10年前の焼き直しに終わるべきではなく、その責任は今後ますます大きくなって来ると思う。

第3に、「水返せ」運動は中電㈱の水利権更新期を捉え体制側に検討会を発足させた。その点では運動が容易に政治過程に参入し得たことを示している<sup>21)</sup>。しかし検討会は中電㈱の水利権更新の可否を審議したのであって、大井川の河川環境はお座なりであり、運動の結果は既述

したとおりである。それゆえ大井川の河川環境復元を目的とする審議会を立ち上げ、審議過程をお上に任せず、三町住民が十分に勉強し審議に参加していく必要がある。その法的根拠は、89年4月24日に知事と中電㈱社長の間で結ばれた「4項目覚書」である。

## 第2節 市民運動と政治過程

「水返せ」運動は町議・自治会長が中心、町長や県議を指導層として県庁や建設省に陳情する手段で行われた。けれどもこれは、県会議員や県知事・県庁、国会議員や各大臣の力を借りて上部に陳情し、資金を獲得する箱物行政の推進時と同じメンバーであり、意志決定の順番が逆になっただけである。言い方を変えれば、運動の目的は環境の保全であっても、その手法・メンバーは利権・開発の推進と同様である。当時三町長と県議は「水返せ」運動を推進すると同時に、長島ダム建設を推進していた<sup>22)</sup>。つまり公共事業複合体の中でダム開発を誘致したメンバーが、同じように「ダム公害反対」を叫んだところで説得力を持たず、正統性も有効性も有しないのではなかろうか。そして今「水返せ」運動の再興を図っている人々は基本的に変化しておらず、静岡空港建設計画に対しても積極的ではないにしろ推進姿勢をとっている。

また89年始め、知事が通年5t/s放流に積極的であったのに反して、県庁三課が不可能の内部文書を纏めていた事実は、県庁内部での混乱・矛盾を示していると考えたよりも、政府（建設省や通産省を含む）、財界（中電㈱を含む）、県庁、政治家などをメンバーとする公共事業複合体が、塩郷ダムからの維持流量について決定済みであったため、知事一人の力ではこれを変更することが不可能であった、と考える方が合理的である。敵は地域独占資本の電力会社で、公共事業複合体の主力メンバーである。しかも川根三町が運動で上訴した県庁や建設省、国会議員や県議もまた、公共事業複合体のメンバーである。その中の位置関係でいえば町長レベルではとても勝ち目はないし、県知事や国会議員でも勝つ保証はないであろう。それくらい電力会社は、複合体という権力中枢で大きな権力と影響力を有している。

それゆえ川根三町の人々が本当に大井川の蘇生を考えるなら、補助金や交付金で地域づくりに取り組む現在の手法から離脱しなければならない。細川内ダムを中止させた藤田恵前木頭村長は、「ダムに頼らない村づくり」をスローガンにし、全国から第三セクター(株)きとうむらに支援を得て、ダム反対の村政を乗り切った。村政が公共事業複合体から離脱し、ダム開発上位行政と闘ったからこそ、ダム計画を日本で最初に白紙撤回させることに成功したのである。けれども、慢性的な財政不足に陥っている川根三町の人々が、その手法を採用するとは思えない。それでは再興「水返せ」運動の成果をどう政治に反映していくのか。

検討会は建設省現地工事事務所が事務局となり、建設省OBの大学教授（土木工学者）が座長、県庁の各部署と事業者（＝加害者）としての中電㈱、そして被害者としての地元三町長が委員として審議に加わった。けれども検討会を主導したのは中電㈱であり、全体の4分の1しか地元代表がおらず、専門家も河川環境には役立たない土木工学者1人である。従って「水

返せ」運動が受け入れた検討会は、相手の土俵で行われたものであり、三町長は孤軍奮闘に追い込まれたのである。検討会で審議されたことは中電株の水利権を守ることであり、大井川の河川環境・生態系はそのために触れられているに過ぎない。そして結果は、三町長の意見が「最終報告書」に少数意見として併記されただけの、完敗であった。

このような過去の実績から、再興された「水返せ」運動が審議会を開く（参加する）場合、まずこちらの土俵で闘うこと、次に大井川の河川環境・生態系を審議すること。この2つは譲ってはならない。また河川環境破壊の原因と被害は、水源地（山、森）から海（河口、海岸）まで及ぶ。それゆえ審議会の委員には行政関係者以外にも、このような地域的特性を配慮して当該地域だけでなく山や海に住み、働く人も任命されなければならない。その時自治体の首長ではなく、希望者の中から一般住民・市民等も任命さるべきである<sup>23)</sup>。さらに学識経験者として、河川工学の他に魚類や鳥類、爬虫類、昆虫などの動物学、藻類や茶、森林などの植物学、地質学、そして音の景観、市民参加や社会運動、経済学や法学などの研究者も必要である。そして事前に準備をして、住民・市民が専門家に対して理論闘争を対等以上に行う能力を身につけることも必要である。

さらに涸れ川や堆砂問題など、ダムが惹起する河川環境破壊は、単に大井川流域だけで発生しているものではなく、全国のダムのある川で発生している。涸れ川問題については大井川の他に信濃川、四万十川、筑後川、宮川でも取り組みが開始されており、ダム堆砂問題では黒部川河口の任意漁師組合、天竜川では内水面漁協などが取り組んでいる。そこで涸れ川、堆砂問題を別個に取り組むのではなく、ダムが惹起する河川環境破壊を克服するという目的で全国的な、またどのような人でも参加できる運動に発展させるべきである。例えば99年10月から十日町市役所が開催している「水なしサミット」を、毎年別地域の運動体が開催する。そしてダムや発電所、無駄な公共事業と闘う各地の市民団体や自治体が提携して、全国的な運動に高めていく必要がある。またマス・メディアの協力を得て全国の世論を喚起し、野党政治家などに働きかけて超党派的な支援を得、国会の論戦まで高める。さらに議員立法で制度的改革を試みる必要もあろう。この時点で政治過程に載せ、審議会等で相手企業、行政などと共に、河川環境回復を議論して行くべきである。常に主導権を握り、こちらの土俵で闘うことが必要である。

#### <注>

- 1) 高橋裕『河川にもっと自由を』山海堂、1999年、98頁
- 2) 嶋津暉之『水問題原論』北斗出版、1991年、60～61頁
- 3) 静岡地理教育研究会『よみがえれ 大井川』古今書院、1989年、228～229頁
- 4) 河畑房次の回想による命名。建設省から出向して部長と課長に就任した二人に、知事が大井川の河川環境問題解決に専念するよう指示したこと。
- 5) 『読売新聞』1989年1月12日
- 6) 「大井川流況改善に関する細目覚書」1989年4月24日
- 7) 中流域検討会「総合報告書」

河川環境回復を求めた住民運動の政治過程（田淵）

- 8) 鴨志田公男・田中泰義『環境省』インターメディア出版、2001年、81頁
- 9) 前掲「総合報告書」の60頁には「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」と通達に表題が着いているが、私が河川局開発課水源対策室で貰った資料には「ガイドライン」(指針)としか書かれてなかった。指針の最高値  $0.3t/s \times 958km^2 \div 100km^2 = 2.78t/s$  となり、これを根拠に塩郷ダムからの放水量  $3t/s$  を導き出したのであろう。そしてその視点から  $5t/s$  を考えると、まさに「画期的」なのである。
- 10) 新大井川非出資漁業組合『悠久の大井川』(非売品)1999年、78~118頁
- 11) 静岡県議会で可決された意見書「河川の流況および河川環境改善を求める意見書」1986年12月12日
- 12) 河畑房次の回想によると、当時浜岡原発増設のこともあって中電㈱の所長が度々家山の自宅を挨拶に訪れていたそうである。
- 13) 『静岡新聞』1988年3月1日
- 14) 当時の大井川水源地域対策協議会会長中村弘文(元中電㈱社員、元本川根町議会議長)の、2001年9月5日に於ける回想。
- 15) 長谷川公一「環境問題と社会運動」: 飯島伸子編『環境社会学』有斐閣、1993年、102頁
- 16) 同上 103~105頁、その区分法に私見を加味した。
- 17) 「水返せ」運動当時は、中曽根派の大石千八衆議院議員(榛原郡吉田町)、現在は旧宮沢派の原田昇三衆議院議員(焼津市)である。
- 18) 田村明『まちづくりの実践』岩波新書、1999年、123頁
- 19) 篠原一『市民参加』岩波書店、1977年、79~83頁。前項の田村もほぼ同じ見解である。
- 20) 原田津『都市の論理、むらの論理』農文協、1997年、13頁
- 21) 前掲『よみがえれ 大井川』、225頁
- 22) 河畑房次の県議会の質問では、大井川の維持流量獲得と長島ダム建設推進が併行して行われている。
- 23) 「長野県治水・利水ダム等検討委員会 委員名簿」参照

主指導教員(鷲見一夫教授)、副指導教員(小野坂弘教授・中村哲也教授)